

公訴取消申立書

令和3年7月30日

東京地方裁判所刑事第13部 御中

東京地方検察庁

検察官 検事

馬方希

被告人大川原化工機株式会社，同大川原正明，同島田順司について，令和2年3月31日に公訴を提起した外国為替及び外国貿易法違反被告事件及び同年6月15日に公訴を提起した外国為替及び外国貿易法違反，関税法違反被告事件につき，下記の理由により，公訴を取り消す。

記

各公訴事実記載の噴霧乾燥器について，「軍用の細菌製剤の開発，製造若しくは散布に用いられる装置又はその部分品であるもののうち省令で定める仕様の噴霧乾燥器」に該当することの立証が困難と判断されたため。